

利子等に係る控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額に関する明細											
国名		1									
税種目		2									
納付確定日又は納付日		3	・	・	・	・	・	・	・		
納付人 外国税 国額	課税標準（収入金額）	4									
	税率（％）	5									
	税額 (4) × (5)	6									
納付した人 と税額 みなさ れる	みなし納付の基礎となる条約 及び相手国の法令の根拠規定	7									
	上記(7)の規定の適用がない ものとした場合の外国法人税額 (4) × 税率	8	(		％)	(		％)	(		％)
	みなし納付外国法人税額 (8) − (6)	9									
控除 対象 外国 法人 国	外国法人税額の合計 (6) + (9)	10									
	控除対象外国法人税額又は 個別控除対象外国法人税額 ((4) × (10％又は15％)と(10) のうち少ない金額)	11									
	(6)と(11)のうち少ない金額	12	(		円)	(		円)	(		円)
	(11) − (12)	13	(		円)	(		円)	(		円)
	納付した控除対象外国法人税額 又は個別控除対象外国法人税額 (12)の合計	14							円		
税法 額人 又税 は額	納付したとみなされる控除対象 外国法人税額又は個別控除対象 外国法人税額 (13)の合計	15									
所得率の計算											
事業年度又は 連結事業年度	所得金額仮計 又は個別所得 金額仮計 (別表四「25の①」又 は別表四の二付表「 33の①」)	受取配当等の益金 不算入額又は受取 配当等の益金不算 入額の個別帰属額 (別表八(一)「13」若 しくは「26」又は別 表八の二付表「1」)	外国子会社等か ら受ける剰余金 の配当等の 益金不算入額 (別表八(二)「26」+ 別表十七(三の四)「 27の計」)	外国子会社か ら受ける剰余 金の配当等の 額に係る外国 源泉税等の損 金不算入額	控除所得税 額又は控除 所得税額の 個別帰属額 (別表六(一)「6の ③」又は別表六の二 (一)「22」)	損金算入外国 法人税額又は 損金算入外国 法人税額の個 別帰属額	調整所得金額 又は調整個別 所得金額 (16) + (17) + (18) − (19) + (20) + (21) (マイナスの場合は0)	総収入金額等			
	16	17	18	19	20	21	22	23			
・	円	円	円	円	円	円	円	円			
・											
・											
・											
・											
・											
・											
当期分											
計											
所得率 (22の計) / (23の計)	24							％			